

政令第 号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）附則第一条第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和五年十月一日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は令和七年六月六日とする。

## 理由

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。